

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

令和 6 年 4 月 22 日

春日井市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、春日井市による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画として、本計画を定める。

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 玉野地域・下市場地域・神屋地域

(1) 現況

本地域は、市の中東部に位置し、昭和 50 年代に圃場整備事業がなされている。比較的平坦な土地であり、主に稲作が行われている。近年、高齢化や世代交代により営農が年々難しくなりつつあるため、農家だけではなく地域のさまざまな団体が協力し、農地や農業用施設等の良好な保全を図ることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	玉野地域・下市場地域・神屋地域	第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
②		
③		

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。